

# 花巻ケーブルテレビ モバイルサービス利用約款

## 第1条(約款の適用)

- 花巻ケーブルテレビ モバイルサービス利用約款(以下「モバイル約款」といいます。 )は、花巻ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。 )の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- モバイル約款は、モバイルサービスで提供するサービス(以下「本サービス」といいます。 )の利用条件等を定めることを目的とし、本サービスを提供・利用する際の当社とモバイルサービス利用者(以下「利用者」といいます。 )との間のいっさいの関係に適用されます。
- 基本約款とモバイル約款が抵触する場合、モバイル約款が優先して適用されます。

## 第2条(サービスの概要)

- 本サービスは、利用者に対し、【別表】花巻ケーブルテレビ 各種料金表 II. フレッツ・モバイルサービス 各種料金等一覧(以下「別表」といいます。 ) 2-2に記載の回線事業者が提供するモバイルデータ通信網を使用してインターネット接続環境を提供するものであり、その内容・料金は2に記載のとおりとします。
- 本サービスを利用できる範囲は、回線事業者のサービスエリアに準ずるものとします。ただし、サービスエリア内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 本サービスの提供終了は回線事業者がサービスを終了するときとします。ただし、本サービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。

## 第3条(利用制限)

- 当社は、他の利用者に影響を及ぼすトラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。また、通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の通信の利用を制限することがあります。
- 当社は、一定時間以上継続して利用し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある当社が認めた場合に、その通信を切断することがあります。

## 第4条(料金の計算方法)

- 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中に利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用を開始した月に契約が終了する場合は、当該利用者は1ヶ月分の契約料金を支払うものとします。
- 別表2-3に定めるSMS通信料は、前項の定めにかかわらず、花巻モバイル LTEライト利用者または花巻モバイル LTE利用者が送信を行った場合に計算し、利用に応じて課金するものとします。
- 利用者は、暦月の途中に利用契約を終了する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

## 第5条(契約期間)

- 本サービスの契約期間は別表3に記載のとおりとします。
- 利用者は、別表3に定める期限までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。
- 利用者が利用契約を終了させるとの意思表示を当社に通知しなかった場合は、利用契約は契約期間満了月の翌月より別表3に定める契約期間でそれぞれ延長されます。
- 延長された契約期間が満了する際も前2項と同様とします。
- 契約期間満了月以外に利用契約を終了させる場合は、契約解除料を支払うものとし、その料金は別表4に記載のとおりとします。
- 花巻モバイル EM LTE、花巻モバイル EM LTE(CA)および花巻モバイル EM 4Gについては、前項の定めにかかわらず、契約期間満了月の末日、満了月の翌月および翌々月に利用契約を終了させる場合に限り、契約解除料を請求しないものとします。
- 花巻モバイル LTEライトおよび花巻モバイル LTEについては、本条第5項の定めにかかわらず、最低利用期間を経過している場合は契約解除料を請求しないものとします。

## 第6条(コース変更)

- 利用者が利用コースを変更しようとするときは、別表3に定める期限までに当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって契約期間満了月の翌月より新コースのサービス提供を受けることができるものとします。
- 利用者は、契約期間満了月以外に利用コースを変更する場合、契約解除料を支払うものとし、その料金は別表4に記載のとおりとします。
- 花巻モバイル EM LTE、花巻モバイル EM LTE(CA)および花巻モバイル EM 4Gについては、前項の定めにかかわらず、契約期間満了月の末日、満了月の翌月および翌々月に利用コースを変更する場合に限り、契約解除料を請求しないものとします。
- 花巻モバイル LTEライトおよび花巻モバイル LTEについては、本条第2項の定めにかかわらず、最低利用期間を経過している場合は契約解除料を請求しないものとします。

## 第7条(SIMカード)

- 当社は、花巻モバイル 7.2、花巻モバイル LTEライト、花巻モバイル LTE、花巻モバイル EM 3G、花巻モバイル EM LTE、花巻モバイル EM LTE(CA)、花巻モバイル EM 4Gそれぞれの利用者(以下「SIMカード利用者」といいます。 )に、1契約につきSIMカード、microSIMカードまたはnanoSIMカード(以下「SIMカード」といいます。 )のいずれか1枚を貸与します。
- SIMカードの所有権は回線事業者に帰属します。
- 当社とSIMカード利用者との利用契約が終了した場合、同時にSIMカードのレンタル契約も終了するものとします。
- SIMカード利用者は、SIMカードのレンタル契約が終了した場合およびSIMカードの交換が必要となった場合は、速やかにSIMカードを当社の指示に従い返還するものとし、返還に伴う送料はSIMカード利用者が負担をすものとします。
- SIMカード利用者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
- SIMカード利用者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - SIMカードを日本国外に持ち出すこと。
  - SIMカードを譲渡または担保に供すること。
  - SIMカードを転貸または売却して第三者に使用させること。
  - SIMカードを分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の現状を変更すること。
  - 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- SIMカード利用者はSIMカードを滅失(盗難による場合を含む。 )、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別表5に定めるSIMカード再発行手数料を支払うものとします。
- SIMカード利用者は、SIMカードに障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、速やかにSIMカードを当社の指示に従い交換するものとします。返還に伴う送料はSIMカード利用者が負担するものとし、SIMカード発送に伴う送料は当社が負担するものとします。なお、障害の発生がSIMカード利用者の責に帰すべき事由によるときは、SIMカード利用者は別表5に定めるSIMカード再発行手数料を支払うものとします。
- 当社は、SIMカードの滅失、毀損または損傷に起因して生じた損害等について責任を負わないものとします。

## 第8条(データ通信機器の購入)

- 別表6に定めるサービスの利用者は、データ通信機器(以下「機器」といいます。 )を購入する場合は、当社所定の手続により申込みのものとし、その料金は別表6に記載のとおりとします。
- 当社は、前項に定める申込を承諾した場合に、別表6に定める機器を1契約につき1台販売します。

- 購入した機器の所有者は、当該機器を購入した利用者(以下「機器購入者」といいます。 )とします。
- 機器購入者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - 有償、無償を問わず、機器およびプログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、別途定める製品保証規定により対応するものとします。

## 第9条(WiMAX機器)

- 花巻モバイル WiMAXの利用には、WiMAX対応機器(UQコミュニケーションズに付与された無線局の免許により運用できるものおよび本サービスのWiMAX回線に接続できるもの)に限り、以下「WiMAX機器」といいます。 )が必要で、
- 花巻モバイル WiMAXの利用者(以下「WiMAX利用者」といいます。 )は花巻モバイル WiMAXを利用するにあたり、当社所定の方法により、自らが使用するWiMAX機器のMACアドレス等の情報を通知するものとし、それらの情報を当社が管理することに同意するものとします。
- WiMAX利用者が使用するWiMAX機器に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、当社またはUQコミュニケーションズはWiMAX利用者、当該機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
- WiMAX利用者が使用するWiMAX機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、UQコミュニケーションズが総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、WiMAX利用者は当該機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)に適合するよう、その修理等を行うものとします。
- 当社は、前項の修理等が完了したときは、WiMAX利用者に対し当該修理等が完了したWiMAX機器について電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、WiMAX利用者は自らの費用負担にて当該検査に応じるものとします。
- WiMAX利用者の自己都合によってWiMAX機器を交換する場合、別表5に定める機器登録変更手数料を支払うものとします。

## 第10条(約款の変更)

- 当社は、利用者との個別の協議をすることなくモバイル約款を変更することができ、利用者はモバイル約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 当社は、変更後の約款を速やかに利用者へ通知します。
- 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

## 付則

本約款は、2016年7月1日より改定実施します。  
本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。

## 安心サポート利用約款

### 第1条(約款の適用)

1. 安心サポート利用約款は、花巻ケーブルテレビ モバイルサービス利用約款およびニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用約款(以下、総称して「モバイル約款」といいます。)の追加約款であり、モバイル約款および花巻ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)と一体となって適用されます。
2. モバイル約款または基本約款と安心サポート利用約款が抵触する場合、安心サポート利用約款が優先して適用されます。

### 第2条(サービスの概要)

1. 当社は、花巻モバイル WiMAXサービス利用者およびニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用者(以下「WiMAX利用者」といいます。)のうち希望する者に対して、当社が販売したWiMAX対応機器およびWiMAX 2+対応機器(以下「機器」といいます。)本体の故障等に関して無償の修理、交換等を行うサービス「安心サポート」または「安心サポートワイド」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本サービスの料金は【別表】花巻ケーブルテレビ 各種料金表 II. フレッツ・モバイルサービス 各種料金等一覧(以下「別表」といいます。)8に記載のとおりとします。

### 第3条(サービスの提供条件)

1. 本サービスは、WiMAX利用者の契約回線毎に提供するものとします。
2. 本サービスの利用契約は花巻モバイル WiMAXサービスまたはニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービスの利用契約と同時に申し込む場合に限りです。
3. 前項に定めるサービスの利用契約を終了した場合は、理由のいかんを問わず本サービスの利用契約も同時に終了するものとします。
4. 本サービスの申し込み後、「安心サポート」「安心サポートワイド」間にて保証内容を変更することはできないものとします。
5. 本サービスの利用契約を一度終了した場合、同一の契約回線に対して再度本サービスを申込みすることはできないものとします。

### 第4条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、当社が定める本サービスのサービス開始日が暦月の途中の場合は、翌月1日より課金するものとします。
2. 安心サポートおよび安心サポートワイド利用者(以下「安心サポート利用者」といいます。)は、契約期間の途中で利用契約を終了する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

### 第5条(契約終了手続の特則)

安心サポート利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

### 第6条(保証の対象範囲)

当社は、本サービス適用期間中に安心サポート利用者の使用する機器本体に別表9に定めるいずれかの事由が発生した場合に、保証の対象とします。

### 第7条(保証の対象外)

当社は、本サービス適用期間中に安心サポート利用者の使用する機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合は、保証の対象外とします。

- (1) 安心サポート利用者の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
- (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
- (3) 使用による劣化や色落ち等
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)
- (5) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (7) 一度保証を受けた後、その翌月から6か月以内の申請であった場合

### 第8条(保証を受ける際の手続)

1. 安心サポート利用者は第6条に定めた事由が発生した場合は、速やかに当社に連絡の後、当社の指示に従い、機器および製品保証書を当社指定の送付先に返還するものとします。返還に伴う送料は安心サポート利用者が負担するものとし、修理もしくは交換後の機器発送に伴う送料は当社が負担するものとします。
2. 機器の修理・交換対応の間、代替機の提供はなく、安心サポート利用者はその期間の利用料金が通常通り発生することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

### 第9条(約款の変更)

1. 当社は、安心サポート利用者と個別の協議をすることなく安心サポート利用約款を変更することができ、安心サポート利用者は安心サポート利用約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに安心サポート利用者へ通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

### 付則

この約款は、2015年 1月 1日より改定実施します。  
本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。